

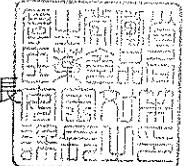


薬食安発 0915 第 1 号

平成 23 年 9 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



小麦加水分解物を含有する旧「茶のしずく石鹸」の自主回収の周知等について（協力依頼）

小麦加水分解物を含有する旧「茶のしずく石鹸」（愛称）（平成 22 年 12 月 7 日以前に販売された製品。以下同じ。）の使用者において、小麦含有食品を摂取してその後に運動した際に全身性のアレルギー（運動誘発性のアレルギー）の報告が相次いだことから、平成 23 年 5 月より、製造販売業者による旧製品の自主回収が行われています。

厚生労働省では、ホームページにおいて自主回収について報道発表するとともに、ダイレクトメール、電話などによる使用者への情報提供の徹底を当該企業に対して指導してきたところですが、平成 23 年 9 月 8 日に独立行政法人国民生活センターが公表した危害状況の報告（[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110908\\_5.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110908_5.html)）によれば、最近の報道で回収情報を知った消費者等が多数いることが明らかになったとされています。

つきましては、小麦加水分解物を含有する旧「茶のしずく石鹸」の自主回収が行われていることにつきまして、各都道府県の広報誌等に掲載するなど、使用者への周知方ご協力をお願いします。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、情報を掲載していますので、参考としてください（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/cyanoshizuku/>）。